

報告第 23 号

丸亀市生涯学習センターの閉館について

丸亀市生涯学習センターの閉館予定について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則
第 3 条第 1 号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 25 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市生涯学習センターの閉館について

○閉館日 令和7年3月31日

○今後のスケジュール

	R5	R6	R7	R8
生涯学習センター		R7.3 閉館	解体	駐車場整備
代替施設 (生涯学習クラブ 活動場所など)				
新市民会館			R8.3 開館	

○生涯学習センター閉館後の懸案・検討事項

- ・生涯学習クラブの活動場所の確保
- ・市民学級など、市及び指定管理者が実施している生涯学習事業の確保